

[特許庁](#)[ホーム](#) > [お問い合わせ・Q&A](#) > [よくある質問](#) > [意匠](#) > 意匠の新規性喪失の例外規定（意匠法第4条第2項）についてのQ&A集

意匠の新規性喪失の例外規定（意匠法第4条第2項）についてのQ&A集

平成24年11月

特許庁

意匠の新規性喪失の例外規定（意匠法第4条第2項）についてのQ&A集の御利用にあたって

「意匠の新規性喪失の例外規定（意匠法第4条第2項）についてのQ&A集」（以下、「Q&A集」といいます）は、意匠法第4条第2項の意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受ける際の手続き全般にわたってよくお寄せいただく質問をとりまとめ、それぞれの質問に対する回答を示したものです。

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続きを行う際には、従来どおり、「[意匠審査基準](#)」「[意匠審査便覧](#)」「[平成11年改正意匠法意匠審査の運用基準](#)」とともに、必要に応じて本「Q&A集」を参照してください。

1. [当該規定の適用を受けるための基本的な手続の要件や様式、証明すべき一般的な事項について](#)
2. [出願人・公開者・創作者の異同により、公開事実の他に証明すべき事項について](#)
 - (1) [出願人と公開者が同一で、創作者が異なる場合](#)
 - (2) [創作者と公開者が同一で、出願人が異なる場合](#)
 - (3) [出願人と創作者が同一で、公開者が異なる場合](#)
 - (4) [出願人、公開者及び創作者の三者が異なる場合](#)
3. [証明者について](#)

意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して意匠を公開した場合（意匠法第4条第2項について）

1. 当該規定の適用を受けるための基本的な手続の要件や様式、証明すべき一般的な事項について

Q1-1. 当該規定の適用を受けるための基本的な手続要件を教えてください。

A1-1. 手続要件には、次の(1)から(3)があります。

- (1) 意匠を公開した日から6月以内に出願する。
- (2) 願書に「特記事項」の欄を加え、当該規定を受けようとする出願である旨を明記する。（なお、出願時に明記し忘れた場合、後から加えることができず、当該規定の適用を受けることができませんので十分注意してください。）
- (3) 出願から30日以内に、「新規性の喪失の例外証明書提出書」と共に、公開意匠が当該規定の適用を受けることができる意匠であることを「証明する書面」を提出する。（なお、ここにいう「証明する書面」については、いわゆる「証明書」に限らず、その他刊行物等の書面による証拠も含むものとして取り扱います。（[意匠審査便覧10.32\(PDF:6KB\)](#)））

Q1-2. 手続に必要な書類とその様式を教えてください。

A1-2. 必要な書類は、次の(1)から(3)です。また、各書類の様式は、注1から注3に示すとおりです。なお、証明書については、決まった様式はありませんので、一般的な記載方法載せてあります。

- (1) 「願書」(注1)
- (2) 「新規性の喪失の例外証明書提出書」(注2)
- (3) 「証明する書面」(「新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための証明書」(注3))

※注1 「願書」について

(意匠法施行規則 様式第2 備考30)

【書類名】 意匠登録願
 【整理番号】 ……
 【特記事項】 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願
 (【提出日】 平成 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【意匠に係る物品】 ……
 【…】 ……
 【…】 ……
 【…】 ……

願書に、【特記事項】の欄を設けて、当該規定の適用を受けようとする出願である旨明記します。
 なお、当該欄は、出願時に明記し忘れた場合、後から加えることができません。その場合、当該規定の適用を受けることができませんので、十分注意してください。

※注2「新規性の喪失の例外証明書提出書」について

(意匠法施行規則 様式第1)

【書類名】 新規性の喪失の例外証明書提出書
 【提出日】 平成 年 月 日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【事件の表示】
 【出願番号】
 【提出者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【提出物件の目録】
 【物件名】 新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 1

※注3「証明する書面」(「新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書」)について

(様式なし)

新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

(1) 公開事実

- i)
- ii)
- iii)
- ・
- ・

(2) 添付資料

(公開した意匠の写真や図面)

上記の内容であることを証明します。

年 月 日

……(所属会社名等)

〇〇 〇〇 (氏名) 印

意匠の公開事実について客観性を担保するために、出願人(本人)以外の者が、証明者として記名・捺印します。

但し、新聞や雑誌で意匠を公開した場合等において、その新聞名や雑誌名、発行日、掲載意匠、等々の公開事実が特定できる頁の原本や複写物を添付する場合は、この限りではありません。

Q1-3.証明書に明示し、証明すべき一般的な事項を教えてください。

A1-3.意匠が公知になる態様は、意匠の実施、即ち意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡の申出（譲渡又は貸渡のための展示を含む。）をすることのほか、意匠を記載した図面、意匠を現わした写真、若しくはひな形等の展示又はテレビジョン放送による放映等多様です。で、以下には代表例のみを示します。

(1)展示（展示会・見本市・博覧会・新製品ショー・その他）の場合

- 1.) 展示会名
- 2.) 主催者名
- 3.) 開催日
- 4.) 開催場所
- 5.) 出品者名（公開者名）
- 6.) 出品（公開）されたもの
（意匠の写真等を添付する）

(2)販売の場合

- 1.) 販売日
- 2.) 販売場所
- 3.) 販売者名
- 4.) 販売されたもの
（意匠の写真等を添付する）

(3)逐次刊行物に記載した場合

- 1.) 刊行物名、巻数、号数
- 2.) 発行年月日
- 3.) 発行所
- 4.) 該当頁
- 5.) 発表者名（公開者名）
- 6.) 発表（記載）されたもの
（意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを添付する）

(4)インターネットによる場合

- 1.) 「証明する書面」に記載された意匠が掲載されているホームページの存在の事実
例えば、当該ホームページのトップページのアドレス及び当該ページの印刷物等。
- 2.) 「証明する書面」に記載された意匠が掲載されているページの存在の事実
例えば、当該ページのアドレス及び当該ページの印刷物等。
- 3.) 「証明する書面」に記載された意匠の掲載日時（当該意匠に公衆がアクセス可能となった日時）
例えば、当該意匠の掲載日時が表示された当該ページの印刷物等。

Q1-4.「新規性の喪失の例外証明書提出書」や「証明する書面」はオンライン手続で提出できますか？

A1-4.押印を必要とする書類ですので、書面で提出する必要があります。「新規性の喪失の例外証明書提出書」に「証明する書面」を添付して、書面にて提出してください。

Q1-5.出願意匠とは同一でない公開意匠についても、当該規定の適用を受けられますか？

A1-5.受けられます。例えば、出願意匠に類似する意匠や部分的に共通点のある意匠を公開した場合、当該規定の適用を受ける手続を行った出願意匠は、その審査において、前記公開意匠を除外して新規性や創作性の判断がなされます。

Q1-6.意匠公報、特許公報、外国公報、等の公報に掲載された意匠は、当該規定の適用を受けられますか？

A1-6.公報に掲載された意匠は、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、新規性を喪失した意匠とは認められず、当該規定の適用を受けることはできません。

Q1-7.パリ条約による優先権の主張を伴う出願で、第一国出願前に公開した場合、当該規定の適用を受けられますか？

A1-7.意匠を公開した日から6月以内に日本国（第二国）に出願した場合は、受けられます。

Q1-8.「証明する書面」を援用することはできますか？

A1-8.できます。援用する場合は、「新規性の喪失の例外証明書提出書」中、【提出物件の目録】の【物件名】の下に【援用の表示】の欄を設けて、援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日）を記載してください。

Q1-9.本意匠の出願の際に当該規定の適用を受ける手続がされていれば、関連意匠の出願の際に当該手続を行う必要はありませんか？

A1-9.各出願ごとに手続が必要ですので、関連意匠の出願の際も当該規定の適用を受ける手続を行ってください。なお、本意匠の出願において提出した証明書を援用することが可能です。（Q1-8参照）

Q1-10.意匠法第4条第2項の規定により意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けるためには、意匠の公開者は、意匠の創作者である必要がありますか？

A1-10.意匠法第4条第2項の規定は、「意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して」いることを要件の一つとしていますので、創作者に限らず、創作者から「意匠登録を受ける権利」を承継した者であっても構いません。また、「意匠登録を受ける権利を有する者」の意向、指示等により他者が公開した場合も当該規定の適用を受けることができます。

Q1-11.私が創作した意匠を複数回にわたって公開しましたが、それぞれについて証明する必要がありますか？

A1-11.それぞれの公開された意匠について証明する必要があります。ただし、意匠登録を受ける権利を有する者が、同一の意匠を複数回にわたって公開した場合には、最先の公開について新規性を喪失した公開事実について証明すれば足ります。(意匠審査便覧10.37(PDF:7KB))

Q1-12.展示会に出品した意匠が、その展示会を紹介する新聞記事に掲載されました。展示会での公開の事実が証明する予定ですが、新聞記事掲載についても証明が必要ですか？

A1-12.展示会に出品した(自己の行為に起因して公開した)意匠の公開事実を紹介する第三者による公開(新聞や雑誌、テレビ等による二次的公開)については、当該公開の事実の証明は必要ありません。(意匠審査便覧10.37(PDF:7KB))

Q1-13.同一の意匠の製品や販売のためのカタログを、複数の店舗に陳列し、意匠の新規性を喪失しましたが、店舗ごとに公開事実を証明する必要がありますか？

A1-13.最先に意匠の新規性を喪失した店舗での公開事実について証明すれば足ります。

また、同日に複数の店舗で販売した場合は、どこか一箇所の公開事実について証明すれば足ります。

なお、意匠が、商品の陳列の際に搬入業者や陳列作業、また、販売カタログ等納品時に印刷業者の目に触れたとしても、不特定の者の目に触れる状態とは言えず、新規性が喪失したとは判断しません。一般的には、意匠が不特定の者(例えば、顧客)の目に触れる状態におかれた日が、新規性を喪失した日となります。

Q1-14.意匠を新聞等で発表する場合、記事の掲載日の前日に、記者クラブ等で掲載依頼をすることになる場合が多く、そのような場合、掲載依頼を行なった時点で新規性が喪失すると解釈されるのでしょうか？

A1-14.記者クラブ等での掲載依頼という行為によって、不特定の者に秘密でないものとしてその意匠が知られた場合には、その時点で、その意匠は新規性を喪失したことになります。一方、その意匠を知られたのが特定の者に制限されており、対外秘の扱いになっている場合には、その時点ではまだその意匠は新規性を喪失していないことになりますので、新聞等に掲載された事実を証明すれば足ります。

Q1-15.意匠登録出願の分割による新たな意匠登録出願について、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、あらためて手続を行う必要がありますか？

A1-15.あらためて手続を行う必要はありません。分割により新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された当該規定の適用を受けようとするために必要な書面は、意匠法第10条の2第3項の規定により当該新たな意匠登録出願をすると同時に提出されたものとみなします。

Q1-16.出願の変更による新たな意匠登録出願について、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、あらためて手続を行う必要がありますか？

A1-16.あらためて手続を行う必要はありません。出願の変更による新たな意匠登録出願をする場合には、もとの特許出願又は実用新案登録出願について提出された当該規定の適用を受けようとするために必要な書面は、意匠法第10条の2第3項の規定により当該新たな意匠登録出願をすると同時に提出されたものとみなします。

2.出願人・公開者・創作者の異同により、公開事実の他に証明すべき事項について

(1)出願人と公開者が同一で、創作者が異なる場合

Q2-1.Yさんが創作した意匠について、我が社はその意匠登録を受ける権利を承継し、その意匠を展示会に出品し新規性を喪失しました。この意匠を意匠登録出願する場合に必要な証明すべき事項を教えてください。

A2-1.展示による公開事実(1.)展示会名、2.)主催者名、3.)開催日、4.)開催場所、5.)出品者名、6.)出品したものの写真等)を証明してください。

承継の事実についての証明は、願書に創作及び出願人の名称を記載することを義務付けていることから、出願人は創作から意匠登録を受ける権利を承継した者と推定することが可能ですので、求めています。

(2)創作者と公開者が同一で、出願人が異なる場合

Q2-2.Yさんが創作して展示により新規性を喪失した意匠について、我が社はその意匠登録を受ける権利を承継し、意匠登録出願することになりました。この場合に必要となる証明すべき事項を教えてください。

A2-2.展示による公開事実(1.)展示会名、2.)主催者名、3.)開催日、4.)開催場所、5.)出品者名、6.)出品したものの写真等)を証明してください。

本件の場合、創作者と出願人とが異なるものの、意匠登録出願の願書に創作及び出願人の名称を記載することを義務付けていることから、出願人は創作から意匠登録を受ける権利を承継した者と推定することが可能ですので、承継の事実を証明する必要はありません。

Q2-3.Yさんは意匠Aを創作した後、展示会に出品し新規性を喪失しました。その後、我が社は意匠Aの意匠登録を受ける権利を承継すると共に、意匠Aの一部を変更した意匠Bを創作し、意匠Bを意匠登録出願することになりました。この場合に必要となる証明すべき事項を教えてください。

A2-3.展示による公開事実(1.)展示会名、2.)主催者名、3.)開催日、4.)開催場所、5.)出品者名、6.)出品したものの写真等)の証明の他に、意匠Aの意匠登録を受ける権利を承継した事実を証明する必要があります。例えば、「公開した意匠Aについての意匠登録を受ける権利は、○○○(出願人)に譲渡したことに相違ありません。」と記載し、Yさんの記名・捺印を受けてください。

(3)出願人と創作者が同一で、公開者が異なる場合

Q2-4.私が創作した意匠をY氏に依頼して展示会に出品し、その後、私自身が意匠登録出願することになりました。この場合に必要となる証明すべき事項を教えてください。

A2-4.展示による公開事実(1.)展示会名、2.)主催者名、3.)開催日、4.)開催場所、5.)出品者名、6.)出品したものの写真等)の証明の他に、意匠登録を受ける権利を有する者の意志・意向指示等に基づいてY氏が意匠を公開したことを証明する必要がありますので、Y氏に当該事実の証明を受けてください。例えば、「当該意匠の公開行為は、○○○(出願人)の指示によるものである。」という記載と共に、Y氏の記名・捺印を受けてください。

(4)出願人、公開者及び創作者の三者が異なる場合

Q2-5.我が社の従業員が創作した意匠について、販売を関連会社へ依頼し、販売により意匠を公開し、新規性を喪失しましたが、我が社が当該意匠を意匠登録出願する場合に必要な証明すべき事項を教えてください。なお、当該意匠についての意匠登録を受ける権利は、規約により我が社にあります。

A2-5.販売による公開事実(1.)販売日、2.)販売場所、3.)販売者名、4.)販売されたものの写真等)の証明の他に、意匠登録を受ける権利を有する者の意志・意向指示等に基づいて関連会社が販売(意匠の公開)を行ったことを証明する必要がありますので、関連会社に当該事実の証明を受けてください。例えば、「当該販売行為は、〇〇〇〇(出願人)の指示によるものである。」という記載と共に、販売者の記名・捺印を受けてください。

なお、意匠登録を受ける権利の承継の事実については、願書の「意匠の創作をした者」の欄において氏名として意匠を創作された従業員の氏名が記載され、居所として出願人(会社)の所在地が記載されているような場合であれば、出願人は意匠登録を受ける正当な権利者であると推定できますので、承継の事実の証明は求めていません。

Q2-6.意匠の創作をデザイン会社へ、販売を関連会社へそれぞれ依頼し、販売により意匠を公開し、新規性を喪失しました。我が社が当該意匠を意匠登録出願する場合に必要な証明すべき事項を教えてください。

A2-6.販売による公開事実(1.)販売日、2.)販売場所、3.)販売者名、4.)販売されたものの写真等)の証明の他に、意匠登録を受ける権利を有する者の意志・意向指示等に基づいて関連会社が販売(意匠の公開)を行ったことを証明する必要がありますので、関連会社に当該事実の証明を受けてください。例えば、「当該販売行為は、〇〇〇〇(出願人)の指示によるものである。」という記載と共に、販売者の記名・捺印を受けてください。

また、創作者から意匠登録を受ける権利を承継した事実の証明は、意匠登録出願の願書に創作者及び出願人の名称を記載することを義務付けていることから、出願人は創作者から意匠登録を受ける権利を承継した者と推定することが可能ですので、承継の事実を証明する必要はありません。

3.証明者について

Q3-1.意匠の公開事実について客観性を担保するために、第三者による証明を加えるのが適当とのことですが、新聞に掲載した場合も第三者の証明が必要ですか？

A3-1.新聞によって意匠を公開した場合、証明すべき公開事実(新聞名、発行年月日、発行者名、公開意匠)が記載されている頁の原本や複写物を提出する場合は、公開事実客観性が認められますので、第三者による証明は求めていません。その他、雑誌による場合も同様です。

Q3-2.展示会に出品することにより意匠の新規性を喪失しましたが、誰に証明してもらうのが適当ですか？

A3-2.その展示会の主催者に証明してもらうのが適当です。それが困難な場合は、証明すべき事項(Q1-3(1))が掲載されたその展示会のパンフレット等を客観的証拠資料として添付するなどして、少しでも客観性を高めてください(証明すべき事項のうち、出品された意匠の写真等が掲載されていない場合は、その展示会会場とその意匠が確認できるような状態の写真等で補って下さい)。また、その展示会が新聞や雑誌等に掲載され、その記事の中に公開した意匠の写真等が載るなどして公開の事実が特定できるのであれば、その原本あるいは写しを添付することで客観性が高まります。

Q3-3.販売により意匠の新規性を喪失しましたが、誰に証明してもらうのが適当ですか？

A3-3.購入者や店舗の責任者等に証明してもらうのが適当です。それが不可能な場合は、店舗に商品を納品した業者の証明を受けるなどして、少しでも客観性を高めてください。また、新聞や雑誌等に販売記事が掲載され、販売日が特定できるのであれば、その原本あるいは写しを添付することで客観性が高まります。

Q3-4.ホームページ上で意匠を公開して新規性を喪失しましたが、誰に証明してもらうのが適当ですか？

A3-4.意匠の公開事実について客観性を担保するためには第三者、例えば掲載の依頼先であるブロバイダーの方の証明が適当です。また、ホームページ作成を、関連会社等に依頼している場合は、その関連会社の当該情報に関して掲載、保全等に権限又は責任を有する者による証明を受けて下さい。

Q3-5.自社のホームページ上で意匠を公開しましたが、第三者による証明が用意できません。誰に証明してもらうのが適当ですか？

A3-5.その情報に関して掲載、保全等に権限又は責任を有する者(担当部署の代表者等)の証明を受けてください。

Q3-6.ホームページ上で意匠を公開する際の注意点や準備等を教えてください。

A3-6.ホームページ上で意匠を公開する際は、インターネットを通じて公開された意匠に関する公開の事実の証明が難しいことも予想されますので、下記「注」に示す各公開事実を証明するための各印刷物(公開した日にプリントアウトしたもの)を用意し、その日のうちに公証役場等においてその公開事実と公開日について確定日付を取得しておくことや、第三者機関が発行するタイムスタンプによる事前の対応策を取ることが有効です。

注

- 1.)「証明する書面」に記載された意匠が掲載されているホームページの存在の事実
例えば、当該ホームページのトップページのアドレス及び当該ページの印刷物等。
- 2.)「証明する書面」に記載された意匠が掲載されているページの存在の事実
例えば、当該ページのアドレス及び当該ページの印刷物等。
- 3.)「証明する書面」に記載された意匠の掲載日時(当該意匠に公衆がアクセス可能となった日時)
例えば、当該意匠の掲載日時が表示された当該ページの印刷物等。

Q3-7.出願人自身の署名だけを提出しましたが、後から第三者による署名の書類を補充することはできますか？

A3-7.できます(意匠審査便覧10.33(PDF:6KB))。その場合は、「上申書」により提出して下さい。

拒絶理由通知に応答する際に補充する場合は、「意見書」に添えて提出して下さい。

なお、提出にあたっては、押印書類(証明書)が含まれますので、書面での手続となります。

Q3-8.第三者として、従業員、代理人、あるいは子会社の代表者は、認められますか？

A3-8.従業員と代理人については認められません。他方、子会社については、法人として別組織であれば、認められます。その場合、代表者が同一人であったとしても、認められます。

お問い合わせ

特許庁審査第一部意匠課意匠審査基準室

電話:03-3581-1101 内線2910

FAX:03-3595-2766

 お問い合わせフォーム

特許庁 住所:〒100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 電話番号:03-3581-1101(代表)

Copyright © Japan Patent office. All Rights Reserved.